

吹田市障がい者施策推進委員会作業部会の設置について

1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

本市の障がい福祉施策の基本的な考え方を示した吹田市障がい者計画に基づき、福祉サービスの提供体制の整備を計画したものの。

【参考】第4期吹田市障がい者計画：平成28年度（2016年度）から令和8年度（2026年度）まで
 第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画：
 平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）まで

2 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の策定スケジュールについて（案）

工程	調査準備	調査	策定	進捗管理
年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)
実施項目	★アンケート準備 10月～3月 ←-----→	★アンケート実施 4月～6月 ←-----→	★パブリック コメント募集 (1月)	
施策推進 委員会	★第1回 (8月) ★第2回 (1月)	★第1回 (7月)	★第2回 (11月) ★第3回 (2月)	
作業部会	随時開催（月1回程度）			
計画	5期計画（平成30年度から令和2年度）			6期計画（令和3年度から5年度）…

3 作業部会の内容

計画策定に係る作業を行っていただく。第5期障がい福祉計画等の評価、課題整理、アンケート調査準備、計画（案）の検討など。

4 進め方

適宜、当事者の意見聴取をしながら、策定作業を進める。

【参考】

吹田市障がい者施策推進委員会規則 第6条

- (1) 必要に応じ部会を置くことができる。
- (2) 部会に属するべき委員は、委員長が指名する。